

令和7年度第1回川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会 次第

開催日時 令和7年11月26日（水）午前10時00分から

議 事

- (1) 令和7年度事業進捗状況について
- (2) 今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性について
- (3) その他

資料1 青少年教育施設専門部会委員名簿

資料2 川崎市社会教育委員会議規則

資料3 青少年教育施設の概要について

資料4 青少年の家 令和7年度事業進捗状況

資料5 子ども夢パーク 令和7年度事業進捗状況

資料6 八ヶ岳少年自然の家 令和7年度事業進捗状況

資料7 黒川少年野外活動センター 令和7年度事業進捗状況

資料8 今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性について（概要版）

資料9 今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）に関する意見募集について

○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年1月27日教委規則第1号

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。)

第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第2条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。

4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年 3 月26日教委規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 1 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成28年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部 会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部 会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

青少年教育施設の概要について

資料3

施設名	川崎市八ヶ岳少年自然の家	川崎市青少年の家	川崎市黒川青少年野外活動センター	川崎市子ども夢パーク
設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図る。	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与する。	子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与する。
現施設開所 (供用開始) 年月	昭和52年8月	昭和63年7月	平成3年8月 ※昭和58年4月に仮称黒川青少年野外活動センターとして暫定的に開放	平成15年7月
所在地	長野県諏訪郡富士見町 境字広原12067-482	川崎市宮前区宮崎105-1	川崎市麻生区黒川313-9	川崎市高津区下作延5-30-1
指定管理者	一般社団法人 富士見パノラマリ ゾート	かわさき未来応援パートナーズ	特定非営利活動法人 国際自然大学校	川崎市子ども夢パーク 共同運営事業体
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・センターハウス ・アストロハウス ・ワーキングホール ・野外炊飯場 ・バーベキュー場 ・宿泊棟(5棟、定員531名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイホール ・オリエンテーションホール ・音楽室 ・研修室 ・創作活動室 ・プール ・食堂 ・宿泊室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホール ・集会室 ・工作室 ・厨房 ・屋外炊事場 ・グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイパーク(冒険遊び場) ・全天候型スポーツ広場 ・ログハウス ・スタジオ ・創作スペース ・ドリームスペース「ゆるり」 ・サイクリングロード ・川崎市子ども会議事務室 ・フリースペース”えん”
延べ利用人数(令和6年度)	89,669人	35,981人	19,464人	69,654人
延べ利用団体数(令和6年度)	568団体	969団体	646団体	934団体

川崎市青少年の家 令和 7 年度事業進捗状況

1 令和 7 年度利用目標

利用目標：利用者数（日帰り+宿泊延べ人数）34,000 人の達成

- (1) 新規利用団体の誘致
構成団体川崎市スポーツ協会の地域ネットワークを活かし、学校及びスポーツ少年団・子ども会等と連携します。
- (2) 広報・利用案内業務の強化
小中学校へ事業のチラシ配布や川崎市の施設や教育施設等に広報誌を設置し、本施設の広報・利用案内の強化を行います。
宮前区地域教育会議、宮崎中学校区地域教育会議、平間中学校地域教育会議に出向き、近隣の学校関係者へ青少年の家の利用を促し、地域に根差した施設を目指します。
- (3) 主催事業の拡充
構成団体川崎市スポーツ協会の市内ネットワークを活用し、主催事業を展開し、パラスポーツ（ボッチャ等）を発信していきます。
- (4) 施設の安全性の確保（防災拠点としての公共施設活用）
普段から地域住民の方々とコミュニケーションを図り、開かれた施設運営を行うことで、災害の際に相互を助け合う共助の関係づくりを行います。
- (5) 継続利用者のニーズ把握
継続利用者のニーズ把握の為、アンケート結果に基づくセルフモニタリングを実施します。他類似施設の事業内容と比較検証することで、主催事業の更なる充実を図ります。
- (6) 施設経年劣化への適切な修繕の実施
築年数が 30 年以上を経過し、経年劣化が顕著になり始めた本施設に対して、計画性をもって適切に実施します。

2 令和7年度利用状況（令和7年4月～10月）

（1）利用者数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
令和7年度	日帰り	799	1,187	1,756	1,404	1,786	1,275	1,296	9,503
	宿泊延べ	1,225	1,383	1,117	3,232	3,830	1,482	2,005	14,274
令和6年度	日帰り	748	993	1,533	1,318	1,387	1,249	1,136	8,364
	宿泊延べ	1,331	1,058	1,378	3,425	3,697	1,943	1,379	14,211
対令和6年度比	日帰り	51	194	223	86	399	26	160	1,139
	宿泊延べ	-106	325	-261	-193	133	-461	626	63
令和5年度	日帰り	848	1,099	1,318	1,603	1,122	920	1,338	8,248
	宿泊延べ	1,379	1,439	568	2,439	3,712	1,260	969	11,766
対令和5年度比	日帰り	-49	88	438	-199	664	355	-42	1,255
	宿泊延べ	-154	-56	549	793	118	222	1,036	2,508

（2）利用団体数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
令和7年度	日帰り	45	65	65	50	55	54	60	394
	宿泊延べ	21	23	20	40	59	23	20	206
令和6年度	日帰り	39	60	60	53	51	52	65	380
	宿泊延べ	21	21	19	47	51	31	24	214
対令和6年度比	日帰り	6	5	5	-3	4	2	-5	14
	宿泊延べ	0	2	1	-7	8	-8	-4	-8
令和5年度	日帰り	47	61	56	63	47	54	70	398
	宿泊延べ	22	16	9	37	54	22	20	180
対令和5年度比	日帰り	-2	4	9	-13	8	0	-10	-4
	宿泊延べ	-1	7	11	3	5	1	0	26

（3）対令和6年度比における主な増減要因

- ・4月～8月の累計では宿泊延べ人数及び宿泊団体数で対令和6年度比横ばいだったが、日替わり利用が利用人数及び団体数とも大幅に増となった。
- ・特に8月利用が大幅に増加しており、客室及び活動室の効率の良い受入れが利用者増につながっている。
- ・コロナ前から利用いただいていた大型の団体利用が戻ってきていることが大きな要因として考えられる。

3 令和7年度主催事業等の実施状況（4月～10月）

（1）主な主催事業

事業名	新規, 継続	実施日	実施 回数	事業内容	定員	参加 者数
健康体操&ヨガ教室	新規	火曜日	19回	ストレッチやヨガ、筋力 トレーニングなど	15名	223名
サーキットエアロ	継続	水曜日	17回	音楽に合わせたリズムカルな トレーニングなど	15名	212名
ノルディックウォーキング	継続	金曜日	13回	専用のポールを用いた ウォーキング	15名	138名
チャレンジ体験クラブ	継続	日曜日	5回	パラスポーツ体験や遠距離ハイクなど	50名	377名
手作り体験クラブ	継続	日曜日	4回	プール体験やスポーツレクリエーションなど	50名	371名
サマーキャンプ	継続	7/24-25 8/7-8	2回	野外炊事やプールレクリエーションなど	40名	175名
オータムキャンプ	新規	10/13-14	1回	野外炊事や宿泊体験など	40名	76名
親子手打ちうどん作り	継続	日曜日	4回	粉から本格的な手打ちうどんを作る	30名	155名
英語教室	継続	水曜日	17回	絵や写真を使用して楽しく英語を学ぶ	20名	358名
プール開放	継続	7/28-30 8/18-20	6回	高津区、宮前区在住の小学生を 対象にプールを一般開放	100名	546名
おもしろ実験教室	継続	6/15	1回	錯視を利用した手作り工作など	30名	47名
親子ピザ作り体験	新規	7/21	1回	手作りピザ生地作りや段ボール オープン作りなど	30名	65名
のびのびくらぶ (みつばクラス)	継続	水曜日	4回	自然散策やおやつ作りなど	20名	31名
のびのびくらぶ (よつばクラス)	継続	水曜日	6回	火起こし体験や虫とりなど	20名	105名
おはなし会	継続	火曜日	5回	お話サークルの講師による手遊び や紙芝居など	20名	53名
ベビーマッサージ& 親子ヨガ体験教室	新規	木曜日	4回	マッサージによる成長促進や 簡易的なヨガなど	20名	41名
幼児体操教室	継続	月曜日	3回	跳び箱やトランポリンを使用した 運動など	20名	105名

親子水遊び	継続	8/22-24	3回	水位を低くした大きいプールで水遊びなど	50名	73名
ユースワーカーズ倶楽部	継続	金曜日 土曜日	14回	青少年の家主催事業のサポートや地域への出店など	15名	109名
シニアサポーターズクラブ	継続	火曜日	20回	青少年の家主催事業のサポートや卓球を通じた交流など	20名	262名

(2) 主な主催事業において工夫した点・評価・課題等

- ・事業チラシを配布する箇所を増やし、幼児向け参加者の増加を図った。また、配布先の施設のチラシを当施設に配架することで、協力関係を築くことができた。
- ・人気のある「食」に関する事業を新規で展開し、集客を増やすことができた。
- ・幼児向け事業の参加者が定着せず、一度きりの参加で離れてしまう傾向にある。
- ・人伝手により、サーキットエアロの参加者が増加した。参加者が離れないように環境の整備や今後の案内を継続して行っていきたい。
- ・近隣の学校の予定を事前に把握できていなかったため、事業の日程を急遽変更することがあった。

(3) その他事業報告

- ・ほのぼのスクール
- ・親子スキー教室（八ヶ岳少年自然の家との共催）
- ・青少年の家フェスタ
- ・スプリングキャンプ

4 施設設備・管理に関する対応

件名	場所	内容	実施月
ろ過排水槽排水ポンプフロート交換工事	1階宿泊棟ボイラー室	起動フロートの故障によりポンプが起動しなかったため満水警報が発砲	5月
ドアクローザー取替修繕	1階、2階宿泊棟	ドアクローザーの不良	5月
誘導灯交換作業	各階誘導灯の交換	消防用設備点検および建築設備点検の指摘事項	7月
ウォッシュレット交換等	地下、1階、2階	B1和式トイレバルブ交換、1階・3階ウォッシュレット交換	7月
空調機修繕作業	2階特別研修室	空調機の故障	7月
FCU保守メンテナンス	客室203号室	FCUの経年劣化（水漏れ）	9月
増圧給水ユニット修繕	正面玄関奥	インバータ冷却ファンの経年劣化	10月
配管ウォッシュレット交換	客室棟3階	ウォッシュレットの経年劣化	10月
食器洗浄機修繕	1階食堂厨房	食器洗浄機の経年劣化	10月

5 課題への取組及び今後（12月以降）の事業展開

- ・更なる集客を行うために、近隣のお店等にチラシを置いていただき、広報の範囲を広げる。
- ・人気事業（サマーキャンプ等）は日程を2つに分け、受け入れ人数の余裕を持たせる。
- ・継続して参加していただくために、事業へ参加した感想等を積極的に聞き、改善点があれば早期に修正する。
- ・改善点を受けて、参加者の年層やニーズに合った事業内容を展開する。
- ・幼児向け事業を、ママ友の交流の場として展開できるように改善する。

以上